

はにゅうりょうしまじゅうりょうようはいすいろ

羽生領島中領用排水路.....

土地改良区だより

平成29年7月発行

第16号

編集・発行 羽生領島中領用排水路土地改良区 総務課

〒347-0001

埼玉県加須市大越3756番地1

TEL 0480-53-3888 FAX 0480-53-8468

<http://hanyuryo.com>

E-mail:hanyuryo@bz01.plala.or.jp



新事務所 平成28年11月竣工

【おもな内容】

- 通常総代会開会あいさつ
- お知らせ 栗橋支所の廃止・統合について
- 平成29年度予算
- 平成29年度賦課金等について
- 平成28年度事業の実施状況
- 財務状況の公表
- お願い
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

平成28年度通常総代会 開会あいさつ

羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長 野 本 陽 一



本日ここに、平成28年度通常総代会を開催いたしましたところ、総代の皆様には大変ご多忙の中ご出席いただき誠にありがとうございます。

また、総代の皆様には、組合員の代表として土地改良区運営にご尽力いただき、農業発展のためにご活躍されておりますことに心から感謝申し上げます。

本日も来賓として、参議院議員 関口昌一様の秘書の多田様、地元選出衆議院議員 野中厚様の秘書の中里様に、ご臨席を頂いております。お二人の先生には、当土地改良区の排水改善に、大変なご尽力いただいているところであり、この場をお借りし深く感謝申し上げます。

そして、埼玉県農林部 農村整備課 大岡 課長様、埼玉県加須農林振興センター 鈴木 所長様、水資源機構利根導水総合事業所 細山田 所長様には年度末のお忙しい中ご臨席を賜りまして、重ねて厚くお礼を申し上げます。

関係行政機関として、常日頃から当土地改良区事業運営・発展のために特段のご高配と、ご指導をいただいておりますことを、この場をお借りしまして深く感謝申し上げます。

さて、TPP法案のアメリカ離脱が現実になり、今後に暗雲が立ち込めておりますが、法案締結による影響を軽減するために、政府、農水省は儲かる農業を目指して、農業競争力強化プログラムを策定しました。

このプログラム実現のために、「土地改良制度

の見直し」があります。

農地中間管理機構が借り入れる農地を整備する場合、農業者の費用負担や同意を求めないで実施できる制度の創設です。

大区画に整備しないと借り手がいない、しかし、出し手にメリットは無く、金は出たくない。この法改正は、これを解決するもので、担い手への農地集積が加速的に進むと期待しています。

もう一つが、用排水路を更新する際に、開水路のパイプライン化やゲリラ豪雨対策としての排水路の能力向上など、水路機能向上を伴う更新事業について、同意徴集手続きの簡素化です。

この制度改正は、多くの排水路を管理し、洪水被害、湛水被害が頻発している当改良区としては、待ち望んでいたものです。

当改良区では、この排水路改修を負担の少ない国営事業で実施できるよう、平成26年度に特区申請しました。

当時、総務省の副大臣でありました関口参議院議員のご尽力によりまして、農水省が同年から国営事業として実施するための検証調査を行うこととなりました。

平成27年度は、排水先である一級河川中川を現況のままとする場合と改修後を想定した二つのケースについて検討したところでした。

中川は当改良区管理の十王堀が合流する加須市と久喜市の境、国道125号の古門樋橋まで拡幅が進んでいます。

しかし、その下流のJR宇都宮線の鉄橋部分がくびれておりまして、通水の障害になっております。

これを受けて、中川の管理者であります県土整備部では、今年度から3カ年をかけて、JR鉄橋の改修計画策定のための調査を実施しております。農水省は中川の改修状況に合わせて、いくつかのパターンについて地区内の排水路の改修方法を検討しているところです。

JR鉄橋の調査の後に、実施設計に移行する予定で、改修に向けて、確実に、着実に推進しております。

一方、昨年の農業用水は、平成25年度以来の渇水となり、取水制限を経験しました。

これは、利根川上流域の積雪が例年の60%と少なく、水の需要期前の4月には解けてなくなり、さらには、5月の降雨は平年の48%以下、6月は88%と少雨であり、利根川の流況が悪化したことによるものです。

10%の取水制限を6月16日から9月2日までの79日間に渡り実施することとなりました。

組合員の皆様には、節水や番水等にご協力頂き無事に乗り切ることができました。

本年の最大の行事は、なんとといっても事務所の新築移転であります。

住み慣れた羽生の地は、中川の拡幅改修によりまして、建物の移転を余儀なくされました。当初は、現位置での建替えと考えておりましたが、加須市大越に所有地があり、管内の中央に

近い所であり、事務所を1か所にまとめて名実ともに統合するにはベストな場所であると決断いたしました。昨年11月に総代の皆様に参加いただき、竣工式典を開催したところであります。

1月の理事会において、栗橋の支所を廃止して、事務所を統合することとしました。

この統合ができますのは、正に、総代、多くの関係者のご理解によるものと感謝いたしております。

今後とも、組合員の皆様には迅速な対応を心掛け、お応えできる業務を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に実施しました事業について先ず、用水改良事業として、島中領地区のパイプライン石綿管の更新工事を県営事業として実施しています。

今年度は二地区の工事として、佐間第2揚水機場受益地内の栗橋総合支所付近において1,689.5mの工事実施、昨年引き続き佐間第3揚水機場受益地内の栗橋西小学校付近において52.2mの工事を実施し、完了しました。

終わりに、農業情勢の大変厳しい中、土地改良区の更なる慎重な業務運営に努めてまいりたいと存じますので、総代の皆様方のより一層のご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げますとともに、本日ご参会の皆様方のご健勝をご祈念申し上げます、私の挨拶といたします。



(理事長 挨拶)



(議案採決状況)

お 知 ら せ

○栗橋支所の廃止・統合について

先にご連絡いたしましたとおり土地改良区本所事務所が平成28年11月14日に加須市大越3756番地1へ移転し業務を開始しております。そして、これに伴い久喜市栗橋総合支所内にごさいました栗橋支所を平成29年3月31日に廃止し、平成29年度から新事務所に統合して、業務を開始しております。

これらのことにつきましては、組合員の皆さまのご理解・ご協力を頂き執行できましたことに深く感謝いたします。

なお、移転・統合に伴い組合員の皆さまに、ご不便をきたすことがないように、迅速な対応をこころがけていきますのでよろしくお願い致します。

○土地改良区費について

土地改良区費につきまして、規程の変更により『土地改良区賦課金』となりましたのでよろしくお願い致します。

※土地改良区は、下記のとおり3課体制にて業務を運営しております。

■総務課

賦課金、農地転用、排水放流、施設使用等に関すること

■管理課

水配、用排水路及び機場等の維持管理、境界査定に関すること

■会計課

金銭の収入・支出に関すること



○総代会議長に次の方が決定いたしました。

選挙区	選挙区域	氏名
第9区	加須市樋遣川	松村文夫

平成29年度一般会計収入支出予算

(単位：千円)

収 入			支 出		
科 目	予 算 額	予算に 占める割合	科 目	予 算 額	予算に 占める割合
1. 組合費	186,674	42.1%	1. 事務費	72,480	16.3%
2. 財産収入	3,535	0.8%	2. 選挙費	1	0.0%
3. 使用料及び 手数料	19,026	4.3%	3. 事務所費	1,481	0.3%
4. 補助金及び 交付金	23,895	5.4%	4. 事業費	320,441	72.2%
5. 受託費	11,600	2.6%	5. 諸 費	36,578	8.3%
6. 寄付金	1	0.0%	6. 諸支出金	8,789	2.0%
7. 納付金	12,895	2.9%	7. 繰出金	3,283	0.7%
8. 雑収入	4,221	0.9%	8. 諸帳簿整理費	1	0.0%
9. 繰越金	56,000	12.6%	9. 予備費	683	0.2%
10. 繰入金	25,670	5.8%			
11. 負担金	100,220	22.6%			
合 計	443,737	100.0%	合 計	443,737	100.0%

平成29年度実施予定事業

1. 県費単独土地改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
堤根落排水路	加須市新川通地内	鉄筋コンクリート柵渠工
上村下ノ落排水路	羽生市大字弥勒地内	鉄筋コンクリート柵渠工

2. 水路改良事業

施 設 名	施 工 箇 所	事 業 内 容
自然排水路	加須市細間地内	鉄筋コンクリート柵渠工

3. 県営土地改良事業（島中領地区農業用管水路等特別対策事業）

施 工 箇 所	事 業 量	事 業 内 容
久喜市狐塚地内(狐塚第2揚水機場) 久喜市中里地内(中里揚水機場)	1,600m	管水路交換工

平成29年度賦課金等について

1. 賦課金

◎平成29年1月1日現在の耕作者又は所有者に賦課されます。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	4.30円
	畑	2.15円
羽生領第2地区	田	2.15円
島中領地区	田・畑	5.00円

☆納期限 上半期 平成29年7月31日
下半期 平成29年11月30日

2. 陸田等用水使用料

◎平成29年8月1日現在の使用者に発付されます。

田として賦課されていない土地に水稻を耕作した場合、使用料を徴収します。

地区	用途	1㎡あたり
羽生領地区	管理水路から直接・間接的に取水するもの	2.15円

☆納期限 全期 平成30年1月31日

3. 地区除外決済金

◎農地を転用する時の地区除外決済金は次のとおりです。

地区	地目	1㎡あたり
羽生領第1地区	田	236円
	畑	118円
羽生領第2地区	田	118円
島中領地区	田・畑	111円

※島中領地区のパイプライン区域については、決済金とは別に県営土地改良事業の受益者負担金(下記6)の清算金がかかります。

4. 目的外排水負担金【羽生領地区】

◎平成29年4月1日現在の排水放流承認者に対して発付されます。

工場・営業排水を放流するときの目的外排水負担金は次のとおりです。

1㎡あたり 基準額 2.87円

5. 施設使用料

◎平成29年4月1日現在の施設使用者に対して発付されます。

※目的外排水負担金と施設使用料は消費税(8%)がかかります。

6. 受益者負担金【島中領地区】

◎県営土地改良事業の石綿管交換工事に伴い、平成29年1月1日現在の土地所有者に発付されます。

1㎡あたり 基準額 1.18円(田・畑)

平成28年度事業の実施状況

1. 県費単独土地改良事業（県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
堤根落排水路改良工事	加須市新川通地内	173m	23,284,800円
計		173m	23,284,800円

2. 水路改良事業（改良区単独費で行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
自然排水路改良工事	加須市細間地内	42m	4,320,000円
計		42m	4,320,000円

3. 土地改良施設維持管理適正化事業（国及び県の補助金を受けて行った事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
中里揚水機場補修工事	久喜市中里地内	揚水機1式	6,091,200円
樋遣川堰補修工事	加須市下樋遣川地内	井堰工1式	5,162,400円
三田ヶ谷堰補修工事	羽生市大字三田ヶ谷地内	井堰工1式	4,536,000円
計			15,789,600円

4. 県営土地改良事業（改良区がその一部を負担して行った県の事業）

工 事 名	施 工 箇 所	事 業 量	事 業 費
石綿管交換工事	久喜市佐間地内	1,800m	123,480,000円
計		1,800m	123,480,000円

5. 維持管理事業

工 事 名	施 設 名	件 数	事 業 費
水路浚渫工事	岩瀬落排水路、行幸用水路 他	69	11,154,220円
水路雑草藻刈工事	四ヶ村用水路、高場用水路 他	148	52,840,316円
水路修繕工事	自然排水路、S41幹線1号用水路 他	29	13,288,790円
樋管堰枠工事	樋ノ口堰、島中領幹線用水路 他	9	2,394,908円
揚水機場等施設維持費	人場第一揚水機場、高柳第2機場 他	35	5,033,544円
計		290	84,711,778円

■水路にゴミを捨てないようにご協力ください

水路に捨てられたゴミ等は、通水の妨げとなり水不足や溢水の原因となります。
このゴミ処理の費用は、組合員から納付された賦課金で賄われています。

平成28年度事業の完成写真

● 県費単独土地改良事業 堤根落排水路改良工事(加須市新川通地内)



(工事前)



(工事後)

● 水路改良事業(改良区単独事業) 自然排水路改良工事(加須市細間地内)



(工事前)



(工事後)

● 土地改良施設維持管理適正化事業 中里揚水機場補修工事(久喜市中里地内)



(工事前)



(工事後)

● 県営土地改良事業 石綿管交換工事(久喜市佐間地内)



(石綿管撤去)



(塩ビ管設置)

財務状況の公表

平成27年度 一般会計及び特別会計の収支決算を公表します。

【一般会計】

(単位：円)

収 入		支 出	
1. 組 合 費	182,921,520	1. 事 務 費	66,288,478
2. 財 産 収 入	84,343,069	2. 選 挙 費	0
3. 使用料及び手数料	22,929,316	3. 事 務 所 費	91,951,578
4. 補助金及び交付金	2,805,000	4. 事 業 費	216,973,663
5. 受 託 費	11,560,320	5. 諸 費	32,036,906
6. 寄 付 金	0	6. 諸 支 出 金	24,017,184
7. 納 付 金	11,806,188	7. 繰 出 金	11,189,483
8. 雑 収 入	3,905,859	8. 諸 帳 簿 整 理 費	0
9. 繰 越 金	51,587,093	9. 予 備 費	0
10. 繰 入 金	35,799,200		
11. 負 担 金	94,251,303		
収 入 合 計	501,908,868	支 出 合 計	442,457,292

収入支出差引残金 59,451,576円 翌年度へ繰越

【特別会計】

(単位：円)

会 計 名	収 入 額	支 出 額	翌年度繰越額
職員退職手当	131,685,600	0	131,685,600
農地転用(羽生領地区)	2,737,936,645	32,964,543	2,704,972,102
農地転用(島中領地区)	61,961,711	3,000,340	58,961,371
維持管理積立金(島中領地区)	23,152,152	799,200	22,352,952

【財産目録】

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産		引当金負債	
一般会計	142,816,794	職員退職手当	131,685,600
未収入金	22,188,917	農地転用決済金	2,763,933,473
特定資産		維持管理積立金	22,352,952
職員退職手当引当金	131,685,600	基本財産	753,445,071
農地転用決済金	2,763,933,473	未払金	
維持管理積立金	22,352,952	特定施設維持管理基金	50,275,727
基本財産	753,445,071		
特定施設維持管理基金	50,275,727		
固定資産			
土地 事務所敷地 外	79,691,055		
建物 事務所 外	110,210,000		
備品 自動車 外	14,701,655		
資 産 合 計	4,091,301,244	負 債 合 計	3,721,692,823

● お願い ●

1. 水管理について

本土地改良区で、かんがい期間中に使用できる水量は、許可水利権によって総量及び期別の水量が決められているため、かけ流し等のムダを無くし有効利用を心がけていただきますようお願いいたします。

2. 施設の破損について

自動車等の接触によりフェンスなどの破損が多く発生しています。水難事故など、安全面に影響がありますので、見かけた場合は土地改良区又は最寄りの警察署に通報をお願いいたします。

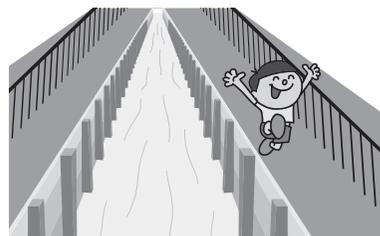


3. 水難事故の防止について

かんがい期間中は水路の水位が上がっております。また、大雨等により急激に水位が上がる場合もあり、大変危険です。水路の近くで遊んでいる子供達を見かけたら一声かけて注意をお願いします。

(子供達を水難事故から守りましょう)

あぶないよー



4. 境界確認申請について

土地改良区の管理施設と接している土地の境界が不明な場合は、境界確認申請をしてください。申請用紙はホームページまたは土地改良区にあります。

5. 口座振替について

土地改良区賦課金・陸田等用水使用料・施設使用料・目的外排水負担金・受益者負担金の納付は、便利な口座振替をご利用ください。

なお、口座・納付者等に変更が生じたときは、お届けいただいている口座からの引き落としが出来ませんので、早めに変更手続きをお願いいたします。

※ 口座振替のできる金融機関

- | | | | |
|------------|------|-----------------|------|
| 1. 埼玉りそな銀行 | 本・支店 | 7. 埼玉縣信用金庫 | 本・支店 |
| 2. りそな銀行 | 本・支店 | 8. 中央労働金庫 | 本・支店 |
| 3. 足利銀行 | 本・支店 | 9. ほくさい農業協同組合 | 各支店 |
| 4. 武蔵野銀行 | 本・支店 | 10. 埼玉みずほ農業協同組合 | 各支店 |
| 5. 群馬銀行 | 本・支店 | 11. ゆうちよ銀行 | |
| 6. 東和銀行 | 本・支店 | | |

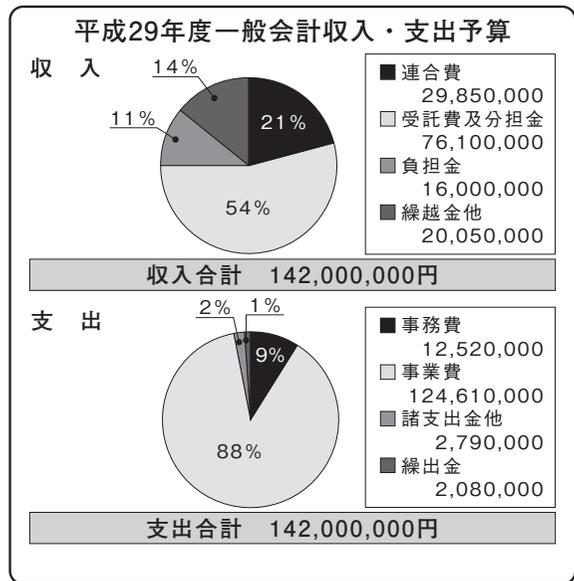
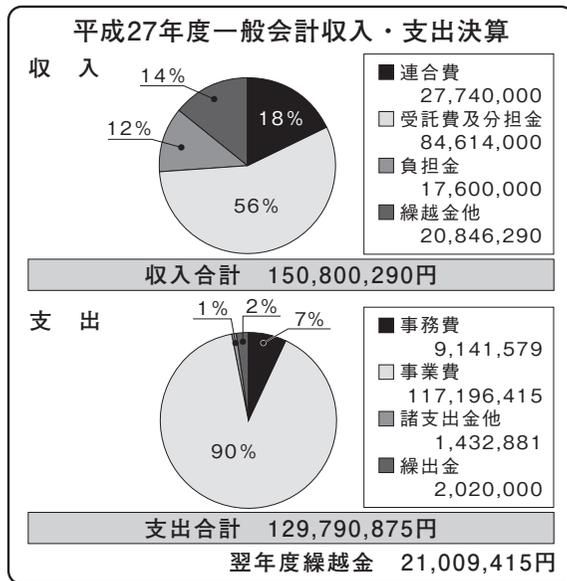
※ 口座振替で納付される方へ

引落とし先金融機関の通帳記載により振替済とさせていただきます。
尚、納付証明書が必要な方はご連絡いただきましたら発行いたします。

葛西・羽生領島中領土地改良区連合について

当連合では、「利根中央事業」で整備された農業水利施設により北は羽生市から南は八潮市まで10市2町にまたがる約11,500haの農地を対象に、安定的な用水の供給や公平な用水の配分に努めています。平成28年度利根川上流ダム群の流域において、冬期の積雪が極端に少なく、また5月の降雨も少なかったため、6月から8月まで10%の節水となりました。この間、両土地改良区の組合員の皆様方には、節水にご協力頂き、誠にありがとうございました。平成29年度のかんがいに当たっては、利根川上流域での積雪も多く、現在のところ、利根川の流況も安定的に推移しています。今後とも、用水の公平かつ効率的な水使用にご協力いただきます様、お願いいたします。また、更新を迎えていた利根中央事業の水利権は、本年3月3日付で平成35年度迄、ほぼ同量の水量で更新されました。

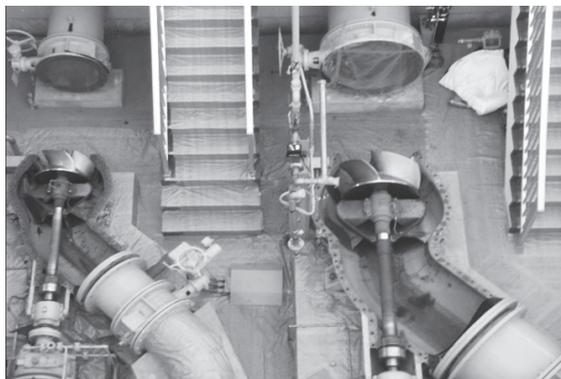
《平成29年3月1日(水)に通常総会が開催され、次のとおり決定されました》



◇平成29年度所属土地改良区の連合費賦課額

所属土地改良区	賦課額
葛西用水路土地改良区	17,690,000円
羽生領島中領用排水路土地改良区	12,160,000円
連合費 総賦課額	29,850,000円

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 管内の管理状況 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇



◎金野井揚水機場オーバーホール



◎手子堰(手子堀川・加須市多門寺地内)

【こんな時は必ず届け出をお願いします】

～ 各種様式につきましてはホームページよりダウンロードできます ～

地区除外申請書及び 農地転用等の通知書

農地を農地以外に転用するとき ※1

1. 農地を宅地等へ転用するとき

★市街化区域内における農地の転用は、
地区除外申請書のみ届出をお願いします

組合員資格得喪通知

組合員の資格等の変更があったとき

1. 組合員が死亡(相続)されたとき
2. 土地の所有権・耕作者の異動があったとき
3. 住所の変更が生じたとき
4. 農業者年金等による組合員に交替があったとき

農地の一時転用等の通知書

農地を改良するとき

1. 土盛りをするとき
2. 田から畑に地目を変更するとき ※2
3. 資材置場等に一時使用するとき

施設使用承認申請

管理施設(水路敷等)を使用するとき

1. 宅地等の出入りに橋梁を設置するとき
2. 排水管・水道管・ガス管等を埋設するとき
3. 看板・電柱・街灯を設置するとき

※1 農地を転用する場合は、土地改良法第42条で「土地改良区の事業に関する権利義務について必要な決済をしなければならない」と定められており、地区除外決済金の納付が義務付けられています。(調整区域・市街化区域)

※2 田から畑に地目変更する場合は、一時負担金を納付していただきます。【羽生領地区のみ】

■公共事業(道路または施設等)の用地として買収されたときも、地区除外決済金が発生します。事業主体(買収者)と十分な話し合いをされますようお願いします。

陸田耕作異動申告書(羽生領地区)

陸田耕作面積等の異動があったとき

1. 新たに陸田耕作を始めるとき
2. 耕作地を休耕したとき、又は、耕作面積を増減したとき
3. 貸借関係に異動があったとき
4. 耕作者の住所・氏名を変更したとき

陸田耕作面積等の異動については、自己申告制になっておりますので、左記のようなときは必ず異動申告書の提出をお願いします。

◎提出期限 平成29年9月30日

《注意》

異動申告書の届出がない場合は、前年度(平成28年度)の耕作面積の取扱いとなりますのでご了承ください。